

事 務 連 絡
平成23年3月7日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬食品局血液対策課

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の円滑な実施について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施については、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、子宮頸がん予防ワクチン製造販売業者からの当該ワクチンの供給量が逼迫しているとの連絡を受けたところです。

子宮頸がん予防ワクチンの供給については、市場流通に基づいており、製造販売業者によれば、当初は十分な供給量が確保されているとのことでしたが、急速な需要の増大に対応できず、供給不足となり、出荷の制限等を実施しているとのことでした。

このため、厚生労働省としては、早期に供給不足を解消するため、引き続き、製造販売企業に対し、安定供給の確保に努めるよう要請していくとともに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の円滑な実施を確保するため、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成22年11月26日健発1126第10号厚生労働省健康局長通知及び同日付け薬食発1126第3号医薬食品局長通知）を改正することも含め、以下のような方針で対応する予定ですので、管内市区町村等への周知方お願いいたします。

記

- 1 今年度に事業を開始し高校1年生を事業の対象としている市町村においては、平成23年3月末までに1回目の接種をできなかった高校1年生が、平成23年4月以降に1回目の接種をした場合であっても、当分の間、事業の対象とできることとする。
- 2 ワクチンの供給状況を踏まえ、当分の間、初回の接種者への接種を差し控え、既に接種を開始した者への2回目・3回目の接種を優先するよう、市区町村及び関係機関にお願いする。

以上